

海上運送法の一部を改正する法律案参照条文 目次

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）	1
○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）	2
○船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（抄）	2
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	3

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条）
 - 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第三十三条）
 - 第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条―第三十九条の四）
 - 第五章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）
 - 第六章 雑則（第四十二条―第四十五条の四）
 - 第七章 罰則（第四十六条―第五十五条）
- 附則

（立入検査）

第二十五条（略）

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（航海命令）

第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者が不在の場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 4（略）

（基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他これらに関連する措置（以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基

本方針」という。)を定めるものとする。

2 5 6 (略)

(職権の委任)

第四十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)が行う。

2 次条の規定は、地方運輸局長が前項の規定により委任された国土交通大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 20 (略)

二十一 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第三十九条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第三十九条の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三・二十四 (略)

○船舶法(明治三十二年法律第四十六号)(抄)

第四条 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス

②・③ (略)

○船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)(抄)

(国際総トン数)

第四条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 (略)

(総トン数)

第五条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2・3 (略)

(純トン数)

第六条 純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2・4 (略)

(国際トン数証書等)

第八条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際総トン数及び純トン数の測度を行った後、国際トン数証書を交付するものとする。

3・8 (略)

○会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四・三十四 (略)